



後期高齢者医療制度からのお知らせ

▶お問い合わせ

【保険料】 税務課 ☎73-3006
【保険料以外】 健康課 ☎73-3014

【全般】 県後期高齢者医療広域連合 ☎087-811-1866

保険料の見直しが行われます

今年度から、制度創設当初から国によって措置されてきた均等割額の軽減特例の見直しが行われます。

今回の見直しは、10月から介護保険料の軽減強化や年金生活者支援給付金の支給が開始されることとあわせて実施され、可能な限り、所得の低い人への負担が生じないよう、段階的に見直しが進められるものです。

保険料の算定方法

年間の保険料は、被保険者が均等に負担する「均等割額」と前年中の所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。保険料率は、県内すべての市町で同じです。

$$\text{保険料 (年額)} = \text{均等割額 47,300円} + \text{所得割額 (総所得金額など - 33万円) × 9.26\%}$$

均等割額の軽減

世帯の被保険者全員と世帯主の総所得金額などの合計額で軽減割合を判定します。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減 (通年換算)			
	本則	今年度	令和2年度	令和3年度
(平成30年度における8.5割軽減の区分) ※1 33万円以下	7割	8.5割	7.75割	7割
(平成30年度における9割軽減の区分) ※2 うち、世帯の被保険者全員の各種所得なし		8割	7割	
※3 33万円 + (28万円 × 世帯の被保険者数)	5割	5割		
※4 33万円 + (51万円 × 世帯の被保険者数)	2割	2割		

※賦課期日(4月1日)の世帯状況で判定します。

※65歳以上の方は、公的年金所得について最大15万円を控除します。

(※1) 激変緩和のため、本年10月からの1年間は、特例的に8.5割軽減が継続になります。令和2年10月から7割軽減が適用されるため、令和2年度は通年通して7.75割軽減になります。

(※2) 本年10月から本則の7割軽減に戻るため、9月までは9割軽減、10月から7割軽減が適用され、通年通して8割軽減になります。

(※3) 27.5万円から28万円へ変更

(※4) 50万円から51万円へ変更



被扶養者であった人の軽減

被保険者の資格を取得した日の前日まで被用者保険の被扶養者であった人の保険料は、激変緩和を図るため所得割額の負担はなく、資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減されます。

※77歳になった月分からは、世帯の所得に応じた均等割軽減が適用されます。世帯の所得が一定程度ある人は、均等割軽減は適用されません。

保険料の納付について

【仮徴収対象の人】 ※仮徴収…公的年金からの引き落とし

4月の公的年金からの引き落とし額は、2月引き落とし分と同額になります。

※平成31年2月に引き落としされていない人は、平成29年中の所得を基に仮計算された保険料の1/6相当の額が引き落としされます。さらに、本年度の保険料額が確定後、10月以降の引き落とし分での残りの保険料額の調整が行われます。

【仮徴収対象外の人】

6月に保険料が確定後、7月から納付書または口座振替による納付が始まります。その後、公的年金からの引き落としに移行できる人は、10月から引き落としが始まります。

※保険料の納付方法が公的年金からの引き落としの人で、口座振替による納付に変更を希望する人は、税務課まで申し出てください。なお、公的年金からの引き落としから納付書による保険料の納付への変更はできません。

年度途中で後期高齢者医療制度に加入する皆さんへ

【被保険者証】

年度途中に加入する人の資格取得日は次のとおりです。

	事由	資格取得日
1	75歳になる人	誕生日
2	転入	転入により住所を定めた日
3	生活保護の停止または廃止になった人	停止または廃止となった日
4	障害認定を受けた人(※)	後期高齢者医療広域連合の認定を受けた日

※65歳から74歳までの一定の障がいがある人(障害認定を受けるには申請が必要です)

75歳になる人には、誕生日までに被保険者証が広域連合から特定記録郵便で送られます。誕生日以降に使用してください。

【保険料】

保険料は、資格取得日を含む月から月割りで算定します。税務課から送付する納付書で納めてください。

※国民健康保険税が年金から天引きされていたり、口座振替になっていた人も、後期高齢者医療制度に加入した当初は、納付書での支払いに変更になります。

振り込め詐欺にご注意ください

市職員などを装って電話をかけ、医療費や保険料を還付すると伝え、ATM(現金自動預け払い機)からお金を振り込ませようとするなどの詐欺事件が県内でも未だに多発しています。

広域連合や市職員がATMの操作をお願いすることは絶対にありません。不審な電話があった場合は、最寄りの警察署や県後期高齢者医療広域連合、健康課へご相談ください。

